

令和6年度デジタル人材育成研修業務委託仕様書

1 名称

令和6年度デジタル人材育成研修業務委託

2 目的

デジタル化の推進に必要な知識やスキルを習得し、庁内のデジタル人材の育成を進めるため、階層や役割に応じた研修を実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月17日まで

4 研修内容

デジタル人材の育成を図るため、階層や役割に応じた研修を実施する。

(1) デジタル実践人材に対する研修

一定の知識・スキルを持った職員を対象に、デジタル技術やセキュリティ対策等に関する実践的研修を実施する。

- ・対象者：各情報システム管理担当者、デジタル化リーダー経験者、DXセンター職員等、県が指定する職員
- ・研修回数：年3回
- ・研修時間：4時間程度
- ・開催方法：県央地区で3回。1回当たり30人程度

(2) デジタル化リーダー育成研修

デジタルリテラシーやセキュリティ対策の習得のほか、各所属におけるデジタル化を牽引するため、他自治体の優良事例などを参考にデジタル化による業務改善の進め方を習得する研修を実施する。

- ・対象者：デジタル化リーダー ※各課室から1名を指名
- ・研修回数：年6回
- ・研修時間：4時間程度
- ・開催方法：オンライン開催

5 実施計画書の提出

本委託業務の受託者は、委託業務の履行に当たり、あらかじめ実施体制及びスケジュールなどを記載した実施計画書を提出し、県の承諾を得た上で、実施計画書に基づき、スケジュール管理を行うこと。なお、スケジュールを作成する際は、「8 納品物件」に記載

する納品物件の納入時期を記載すること。

6 実施方法

(1) 事業管理

業務の進捗状況や課題等の情報を県と受託者で共有するため、県又は受託者が必要と判断した場合は、日程を調整した上で打合せを実施すること。

(2) 資料の作成

「2 目的」及び「4 研修内容」を踏まえ、職員が業務を進める上で有益となる研修資料を作成すること。

作成した資料については、研修開催日の一週間前までに電子メール等により県へ提出し、研修の意図に沿った内容となっていることを県に確認すること。

(3) 研修の実施

(2) で県が確認した資料により、職員へ研修を実施すること。

受講者への通知及び参加者の取りまとめ、会場の確保は原則として県が行う。

「4 研修内容」の(1)及び(2)の研修については、グループワーク等、参加型の研修とすること。

7 結果の取りまとめ

上記6(1)から(3)までに係る本委託業務の成果と課題、次年度のより効果的な実施に向けた提言を含めた結果等を取りまとめ、実績報告書として令和7年3月17日(月)までに提出すること。

8 納品物件

以下の成果物を電子データにより1部提出すること。

(1) 実施計画書

(2) 実績報告書(実施記録、効果測定結果、次年度に向けた提言等を含む)

(3) その他、県の指示により作成した資料

9 業務完了後

(1) 受託者は、委託業務が完了したときは、速やかに業務完了届を県に提出する。

(2) 県は、(1)による報告を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査確認を行う。

(3) 受託者は、(2)による検査に合格したときは、県の定める手続きに従って委託料を県に請求する。

(4) 県は、受託者から(3)による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払う。

10 スケジュール

本業務のスケジュールは概ね下表を想定しているが、詳細は県との協議により決定する。

項目	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	...	R7.2	R7.3
委託候補者 選定								
契約締結								
業務打合せ								
研修実施								

11 その他注意事項

- (1) 本委託業務の履行に当たっては、特定の企業や団体への利益供与とならないよう配慮するものとする。また、受託者は受講者等から一切の費用を受領することはできない。
- (2) 本委託業務の履行に当たって、取り上げる製品やサービスは特定の一社に偏ることがないように配慮するものとし、研修中に製品の販売など、営業行為を行ってはならない。
- (3) 本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。
- (4) 受託者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た県業務の一切を漏らしてはならない。
- (5) 本委託業務のスケジュールについては、事前に県の承認を得ること。
- (6) 打合せの内容については、議事録を作成し、提出すること。
- (7) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。